

日本レーザークラス協会江の島フリート会則

最終更新2023年3月12日(於総会)

第一条 (名称・拠点)

当フリートは日本レーザークラス協会江ノ島フリートと称する。
主な活動場所は江ノ島ヨットハーバー内とする。

第二条 (目的)

当フリートはレーザー愛好者によるヨットマンの育成及びセーリング知識、技術の向上並びに海洋スポーツとしてのヨットの普及、発展を図ること及びメンバー間相互の親睦を深め充実したセーリングライフを楽しむことを目的とする。

第三条 (メンバー資格)

当フリートは日本レーザークラス協会傘下の組織であるのでフリートメンバーは日本レーザークラス協会及び当フリートの当年度会員登録済みであること。

第四条 (運営)

原則として当フリートの運営はメンバー全員で行なうが、世話役として若干名の役員を置く事ができる。メンバーは当フリートの主催する全てのレース及び行事に出場又は参加できると同時にできるだけそれらに協力しなければならない。運営年度は当年4月～翌年3月とする。

第五条 (総会)

当フリートは年度末に総会を開催し、当該年度の活動結果報告と次年度計画その他必要事項を決定する。尚必要に応じ臨時総会を開くことができる。
総会は委任状を含む出席メンバーの過半数以上の賛成で議決されるものとする。

第六条 (役員)

役員任期は1年とし再選は妨げない。但し個人の事情により特例を認める場合もある

第七条 (加入、脱退)

当フリートへ加入しようとする者は、フリート所定の入会申し込み用紙に記入、申請しフリートキャプテンの承認を得て加入することができる。
又フリートからの脱退は予め当フリートキャプテンに通知した上で承認される。

第八条 (会費)

当フリートの会費は1名当りの年会費とし、メンバーは別途定める所定の会費を所定の方法で期日内にこれを納入しなければならない。又物品の購入や各種の行事等で臨時に発生した費用については別途収集することがある。

第九条 (モラル・責任・除名)

メンバー各自は一般人として又シーマンとしての常識あるマナーや行動を要求される。当然メンバーは自己の判断、責任において出艇、着艇等のフリート活動を行なうものとし、その結果について当フリートは一切の責任を負わない。

もしメンバーがそれらを守らなかった場合もしくは当会則に対し重大な違反があった場合、フリートはこのメンバーを除名できる。

第十条

当会則は必要に応じ総会にて改訂、変更することができ、その効力は全てのメンバーに及ぶものとする。

補足

会費について

レーザー江ノ島フリースの年会費を次の通り定める。

年会費：一般8,000円、23歳以下6,000円、高校生以下3,000円

振込先

三井住友銀行 二俣川支店(店番号568)

口座番号：(普)6915748 名義：仲俣敦司(ナカマタアツシ)

*個人名義ですが、江の島フリース会計用専用口座です。

以上